

佐賀県公示（会第1183号の1）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4112号）の一部を次のように改正し、令和8年8月3日から施行する。

令和8年8月3日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
〃 神野町支店	〃 神野東二丁目	佐賀県税事務所 佐賀中部保健福祉事務所 <u>佐賀中部農林事務所</u> 東部教育事務所 佐賀商業高等学校 佐賀北警察署	〃 神野町支店	〃 神野東二丁目	佐賀県税事務所 佐賀中部保健福祉事務所 東部教育事務所 佐賀商業高等学校 佐賀北警察署
略			略		
〃 大和町支店	〃 大和町	自治修習所 療育支援センター 林業試験場 高志館高等学校 金立特別支援学校 大和特別支援学校 教育センター	〃 大和町支店	〃 大和町	自治修習所 療育支援センター <u>佐賀中部農林事務所</u> 林業試験場 高志館高等学校 金立特別支援学校 大和特別支援学校 教育センター
略			略		